

『自動車整備士 2級二輪 問題と解説 令和4－5年版』

お詫びと訂正のご案内

『自動車整備士 2級二輪 問題と解説 令和4－5年版』をご購入頂きまして、誠にありがとうございます。

法改正により本書の内容を次の赤字下線の通りに訂正致します。

この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。

### ■ 車幅灯

- ①保安基準第34条（車幅灯）、細目告示第201条。
- ②自動車の前面の両側には、次の基準に適合する車幅灯を備えなければならない。
- ◎車幅灯は、**夜間にその前方300m**の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
  - ◎車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、橙色であってもよい。
  - ◎車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
  - ◎車幅灯の数は、2個又は4個であること。
  - ◎車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車は150mm以内）となるように取り付けられていること。

### ■ 6 ■ すれ違い用前照灯

【1】「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に照らし、二輪自動車のすれ違い用前照灯の取り付け位置に関する次の文章の（ ）に当てはまるものとして、**適切なものはどれか**。

[R2. 10改/H30. 10改]

照明部の**上縁の高さ**が地上（ ）以下となるように取り付けられていること。

1. 2m
2. 2.1m
3. 1.2m
4. 1.5m

【2】「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に照らし、最高速度が100km/hの二輪自動車の前照灯等の基準に関する記述として、**適切なものは次のうちどれか**。[H27. 10改/H25. 10改]

1. 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は黄色であること。
2. すれ違い用前照灯は、その照明部の**上縁の高さ**が地上1.2m以下となるように取り付けられていること。
3. 走行用前照灯は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。
4. すれ違い用前照灯の数は、2個又は4個であること。

《ポイント解説》

- 【2】 1. 二輪自動車の走行用前照灯の灯光の色は、白色（平成17年12月31日以前製作車は白色又は淡黄色で全てが同一）であること。
3. 「その前方40m」⇒「その前方100m」。
4. 二輪自動車のすれ違い用前照灯の数は、1個又は2個であること。

一般解説

### ■ すれ違い用前照灯

- ①保安基準第32条（前照灯）、細目告示第198条。
- ②すれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ◎すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、**夜間にその前方40m**の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
  - ◎すれ違い用前照灯の灯光の色は、**白色**であること。ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であればよい。
  - ◎二輪自動車のすれ違い用前照灯の数は、**1個又は2個**であること。
  - ◎二輪自動車のすれ違い用前照灯は、その**上縁の高さが地上1.2m以下、下縁の高さが地上0.5m以上**となるように取り付けられていること。
  - ◎すれ違い用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
  - ◎二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。

## ■ 8 ■ 後部反射器

【1】「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に照らし、二輪自動車の後部反射器の取り付け位置に関する次の文章の（ ）に当てはまるものとして、適切なものは次のうちどれか。[編集部]

後部反射器はその反射部の上縁の高さが地上（ ）以下となるように取り付けられていること。

1. **0.9m**      2. 1.2m  
3. **1.5m**      4. **2.0m**

【2】「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に規定されている二輪自動車の後部反射器に関する記述として、適切なものは次のうちどれか。[編集部]

1. 夜間後方150mの位置から前照灯で照らし、反射光を確認できなければならない。  
2. 反射光の色は、黄色でなければならない。  
3. 取付位置は、後面であれば特に規定はない。  
4. 反射部の形は、三角形でなければならない。

《ポイント解説》

- 【2】 2. 反射光の色は、赤色であること。  
3. 取付位置は、その反射部の中心が地上1.5m以下となるように取り付けられていること。  
4. 反射部は、三角形以外の形状であること。

一般解説

## ■ 後部反射器

- ①保安基準第38条（後部反射器）。  
②自動車の後面には、後部反射器を備えなければならない。  
③後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

後部反射器（被牽引自動車に備えるものを除く）の反射部は、三角形以外の形状であること。

後部反射器は、**夜間にその後方150m**の距離から走行用前照灯で照射した場合に、その反射光を照射位置から確認できるものであること。

後部反射器の反射光の色は、**赤色**であること。

二輪自動車の後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上0.9m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

## ■ 9 ■ 制動灯 & 尾灯

【1】「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に照らし、最高速度が100km/hの二輪自動車の制動灯に関する記述として、**不適切なもの**は次のうちどれか。[R2.10改/H30.10改]

1. 制動灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。  
2. 制動灯の灯光の色は、赤色であること。  
3. 尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。  
4. 制動灯を後面に1個備えればよい。

【2】「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に照らし、最高速度が100km/hの二輪自動車の尾灯に関する記述として、**不適切なものは次のうちどれか。**[H26.10改/H24.10改]

1. 尾灯の灯光の色は、赤色であること。  
 2. 尾灯は、その照明部の**上縁の高さが地上1.5m以下**となるように取り付けられていること。  
 3. 尾灯は、夜間にその後方200mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。  
 4. 尾灯を後面に1個備えればよい。

《ポイント解説》

- 【1】 1. 昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであること。  
 【2】 3. 「夜間にその後方200m」⇒「夜間にその後方300m」。

一般解説

### ■ 尾 灯

- ①保安基準第37条（尾灯）。  
 ②尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

自動車の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車等には、尾灯を**後面に1個**備えればよい。

尾灯は、**夜間にその後方300m**の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

尾灯の灯光の色は、**赤色**であること。

二輪自動車等に備える尾灯は、その照明部の**上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上**となるように取り付けられていること。

### ■ 制動灯

- ①保安基準第39条（制動灯）。  
 ②自動車の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車等には、制動灯を後面に1個備えればよい。  
 ③制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動灯は、**昼間にその後方100m**の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみ又は後部上側端灯のみを点灯したときの光度の**5倍以上**となる構造であること。

制動灯の灯光の色は、**赤色**であること。

二輪車の制動灯は、その照明部の**上縁の高さが地上1.5m以下、下縁の高さが地上0.25m以上**となるように取り付けられていること。

### ■10■ 方向指示器

【1】「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に照らし、最高速度が100km/hの二輪自動車の方向指示器の基準に関する記述として、**不適切なものは次のうちどれか。**[R1.10改/H28.10改/H25.10改]

1. 方向指示器は、**照明部の上縁の高さが地上1.5m以下**となるように取り付けられていること。  
 2. 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100mの位置から、昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。  
 3. 方向指示器は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものであること。  
 4. 方向指示器の灯光の色は、**橙色**であること。

《ポイント解説》

1. 「地上**1.5m**以下」⇒「地上**1.2m**以下」。

一般解説

■ 方向指示器

- ①保安基準第41条（方向指示器等）。
- ②方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

方向指示器は、前方又は後方に対して表示するものは、**方向の指示を表示する方向100m**の位置から、昼間において点灯を確認できるものであること。

方向指示器の灯光の色は、**橙色**であること。

方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

自動車には、方向指示器を車両中心線上の前方及び後方30mの距離から照明部が見通すことのできる位置に、少なくとも左右1個ずつ備えること。

方向指示器は、**毎分60回以上120回以下**の一定の周期で点滅するものであること。

二輪自動車等に備える方向指示器は、**その照明部の上縁の高さが地上1.2m以下、下縁の高さが地上0.35m以上**となるように取り付けられていること。